

平成29年度 情報通信月間(5/15～6/15)行事募集要領

情報通信月間行事(月間期間中(5/15～6/15)に開催される情報通信に関する行事)を下記のとおり募集いたします。お申込みいただいた情報通信月間行事については、情報通信月間パンフレット(全国版)、チラシ(地方版)、情報通信月間のホームページ等において、行事主催団体名、行事内容等を広報いたします。

また、当該行事にかかる経費の一部を情報通信月間推進協議会(以下、「協議会」という。)より援助いたします。希望される団体等は、別紙「行事援助金申請について」の申請条件等をご確認の上お申し込みください。

【情報通信月間の趣旨及び目的】

情報通信月間は、昭和60年4月の情報通信の制度改革を機に、情報通信の普及・振興を図ることを目的として設けられました。情報通信月間行事は、情報通信月間(5/15～6/15)の期間中、全国各地で情報通信に関する様々な行事を開催し、それら行事を通して、情報通信の発展が人々の利便性を高め、経済発展に寄与すること等について、国民の理解を求めていくことを目的として実施しています。

記

1. 申込期間

平成29年1月27日(金)から平成29年2月28日(火)まで

2. 申込の条件

(1) 情報通信月間の趣旨及び目的に沿った行事であること。

(2) 原則、情報通信月間期間(5/15～6/15)内に行事を実施すること。

(この期間の前後に開催を予定されている行事については、事務局または行事開催地域を管轄する総合通信局等(以下、「総通局」という。)に事前にご相談ください。)

(3) 収益性のないこと。

(4) 行事の目的・意義等が明確で、かつ実施計画が妥当であり、確実に行事を実施できること。

※ 行事内容は、国の情報通信関連重点施策(「総務省イニシアティブ 2017」<http://www.soumu.go.jp/>)に沿った行事であることが望ましい。

留意事項

① 情報通信月間行事としてふさわしくない等と判断された場合には申し込みをお断りすることがあります。

② 行事内容等に変更が生じた場合は速やかに事務局または総通局に連絡してください。

なお、申込後に行事開催日程が情報通信月間行事対象期間外に変更になるなど、申込内容が変更となる場合には情報通信月間行事としての登録が取り消しとなることもありますのでご了承下さい。

③ 行事終了後、行事実施報告書(行事報告書、アンケート)を提出(提出期限 7月28日(金))すること。

※ 報告書の様式等については6月2日以降にご連絡するとともに、情報通信月間ホームページに掲載します。

④ 事務局からの連絡等は、申込フォームに記載いただいた連絡 mail アドレス宛てに行います。

3. 申込方法

(1) 必要事項の記載

ア 次のURLから申込フォームに必要事項を入力してお申し込みください。

なお、申込内容(援助金に関する情報は除く。)について総通局と共有しますのでご了承ください。

<http://bg.buono-inc.jp/applic/top.php>

イ 平成28年度情報通信月間行事を実施された団体に限り、過去の『情報通信月間行事申込書』(エクセル版)での申込を受け付けますので、要望がある場合には事務局または総通局にご相談ください。

(2) 受領確認等

Webサイトの申込フォームからの申込は申込者側に記録が残りません。

このため、事務局から内容審査の後に申込フォームに記載いただいた連絡 mail アドレス宛てに、受領確認、補正等の連絡と併せて申込内容のPDFファイルを送付します。

(3) 申込フォームの各記載項目について

ア 申込者情報

① 申込日 自動入力です

② 申込団体名、郵便番号、住所、部署名

行事開催の主催団体とその所在について記入

③ 協議会会員の有無

情報通信月間推進協議会会員である団体等に所属しない方は「非会員」と入力

④ 協議会会員名

情報通信月間推進協議会会員である団体名を記入

⑤ 連絡担当者、連絡電話番号、連絡 mail アドレス

事務局等からの連絡はメールで行いますので、ご担当者 E-mail アドレスは正確に入力

⑥ 開催地域

行事を開催する都道府県を管轄する総通局(「6. 事務局及び総合通信局等の連絡先」参照)の単位で選択

⑦ 行事運営団体区分

総通局、情報通信懇談会(電気通信協力会等)が主催する行事以外は「その他」を選択

イ 行事情報

申込時点で決定していない項目は「未定」等として入力してください。

ただし、行事情報は、申込条件と合致しているか確認する情報ですので、②、④、⑦、⑧、⑨の項目については2月中旬までには確定してください。(特に、援助金を必要とされる方は援助金の審査とも関連します。)また、その他の項目もパンフレット等の印刷の関係がありますので3月末までには内容を確定してください。

① 行事名

行事の名称を正確に入力、決定していない場合は「未定」と入力

② 開催日程(必須項目ですので入力が必要)

1日だけの開催は「2017/06/15」から「2017/06/15」までと同一日を入力

開催日が未定の場合は「2017/05/15」から「2017/06/15」までと大まかな計画予定を入力

③開催時間(行事の実施時間)

開催時間が未定の場合には「10:00」から「18:00」等、計画予定の時間を入力

複数の開催日で開催時間が異なる場合にはいずれかの開催時間を入力し、別途事務局に連絡

④情報通信月間内(5/15～6/15)の実施の有無

月間内(5/15～6/15)の有無を選択

⑤開催場所(都道府県名)、開催場所(市町村名)

予定する開催場所の所在の都道府県、市町村の名称を入力、決定していない場合は「未定」と入力

⑥開催場所(開催施設名)

行事開催を予定する施設名称を正確に入力、決定していない場合は「未定」と入力

⑦行事テーマ

大枠で項目から選択、決定していない場合でもいずれかを選択

⑧行事内容(72文字以内)

行事の内容を簡潔に入力

⑨行事形式

項目から選択、決定していない場合でもいずれかを選択

⑩援助金希望の有無

「不要」を選択した場合には入力終了 画面下の「申込登録」ボタンをクリック

「必要」を選択した場合には以降の「援助金関係」、「振込口座情報」の各項目に入力

(別紙「援助金申請について」を参照)

ウ パンフレット情報

行事内容等で決定していない項目は「未定」としてお申込みください。

ただし、パンフレット情報は上記イの行事情報と合わせ通信月間パンフレット(全国版)、チラシ(地方版)、情報通信月間のホームページ等の広報のために必要な情報ですので、パンフレット等の印刷の関係がありますので3月末までには内容を確定してください。

①主催団体名

主催、共催に係る団体名を句読点で区切り入力

②後援・協賛団体名

後援、協賛に係る団体名を句読点で区切り入力

③問合先電話番号、問合先 mail アドレス

当該行事の問合先の電話番号、mail アドレスを入力

④開催案内URL

当該行事の案内を掲載するURLを入力、

⑤入場料の有無、有の場合(料金を記入)

入場料の有無を選択、「有」の場合はその料金の額(円は不要)を入力

エ 確認画面

確認画面から登録画面に戻る場合には確認画面の「キャンセル」ボタンをクリック

入力内容を確認後、「登録」ボタンをクリック

(4) 追加、修正、取消等の方法について

ア 「申込者情報」、「行事情報」、「パンフレット情報」に追加、修正等がある場合には、事務局または総通局にメールでご連絡ください。

イ 「行事情報」、「パンフレット情報」については、パンフレット等の印刷原稿の校正時に併せて追加、修正等を行いますので別途事務局から連絡します。

ウ 申込の取り消し等は、事務局または総通局にメールでご連絡ください。

別途、情通月間行事取消願の提出をお願いします。

エ 「援助金関係」の追加、修正等については別紙「援助金申請について」をご確認ください。

5. 個人情報の取扱について

行事申込書に入力された個人情報等につきましては、「情報通信月間行事管理の目的」のみに使用し他用はいたしません。

6. 事務局及び総合通信局等の連絡先

行事实施地域等	(担当窓口機関名)	(電話番号／メールアドレス)
全 国 協議会会員	情報通信月間推進協議会 事務局	03-5251-0320
		jtgkn10@applic.or.jp
北海道	北海道総合通信局 情報通信部情報通信振興課 普及促進担当	011-709-2311 (内 4715)
		fukyuu-hokkaido@soumu.go.jp
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北総合通信局 情報通信部情報通信連携推進課 連携企画担当	022-221-0609
		suishin-toh@ml.soumu.go.jp
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東総合通信局 情報通信部情報通信振興課 地域情報化計画担当	03-6238-1693
		kanto-keikaku@soumu.go.jp
新潟県 長野県	信越総合通信局 情報通信部電気通信事業課	026-234-9971
		shinetsu-jigyo@soumu.go.jp
石川県 富山県 福井県	北陸総合通信局 情報通信部電気通信事業課 事業担当	076-233-4422
		hokuriku-jigyo@soumu.go.jp
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	東海総合通信局 情報通信部情報通信連携推進課 連携推進担当	052-971-9315
		tokai-renkei-suishin@soumu.go.jp
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿総合通信局 情報通信部情報通信振興課 普及促進担当	06-6942-8522
		ict-kinki@ml.soumu.go.jp

岡山県 鳥取県 広島県 島根県 山口県	中国総合通信局	082-222-3393
	情報通信部電気通信事業課	<a href="mailto:jtg-chugoku<>soumu.go.jp">jtg-chugoku<>soumu.go.jp
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国総合通信局	089-936-5043
	情報通信部電気通信事業課	<a href="mailto:shikoku-seisaku<>soumu.go.jp">shikoku-seisaku<>soumu.go.jp
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	九州総合通信局	096-326-7305
	総務部 総務課企画広報室	<a href="mailto:q-seisaku<>soumu.go.jp">q-seisaku<>soumu.go.jp
沖縄県	沖縄総合通信事務所	098-865-2320
	情報通信課	<a href="mailto:okinawa-renkei<>ml.soumu.go.jp">okinawa-renkei<>ml.soumu.go.jp

※メールアドレスは、スパムメール防止のため、「@」を「<>」と表記していますので、宛先入力の際はご注意ください。

以上

援助金申請について

情報通信月間行事援助金を希望される場合は、下記のとおり申請してください。

なお、援助金は、あくまでも行事の趣旨、規模等を勘案して、その費用の一部を援助するものですので、援助金が認められない場合やご希望額にお応えできない場合があることをご理解いただいた上で申請いただきますようお願いいたします。

記

1. 申請期間

平成29年度情報通信月間行事の申込期間と同様です。

2. 申請の条件

次の条件から審査し、認定します。満たさない場合は、援助金は認められません。

- (1)「平成29年度情報通信月間行事募集要領の申込の条件」を満たしていること。
- (2)1行事あたりの援助金希望額は、行事運営予算総額の1/2以下、かつ、上限30万円とすること。
(懇親会などの飲食代、団体事務所の運営費、構成員の人件費などは対象になりません。)
- (3)申込み内容が正しく入力され、偽りがなくないこと。
- (4)行事経費の管理体制があること。
- (5)情報通信月間推進協議会を協賛団体とすること。
- (6)行事案内パンフレットや会場案内板等に「情報通信月間行事」である旨を明示すること。

3. 申請方法

- (1)平成29年度情報通信月間行事の申込フォームの「援助金関係」に必要事項を入力してください。
- (2)申込フォーム「援助金関係」の各記載項目について
 - ①援助金の必要性
簡潔に必要な理由を入力
 - ②経費管理体制の有無
行事経費の管理体制の有無を選択
 - ③行事運営予算総額(予定)
当該行事の予定される予算額を入力
 - ④希望額
希望する額を選択
 - ⑤援助金による支払い予定科目
主な支払い予定科目を選択
 - ⑥平成28年度の援助金の額(平成28年度情報通信月間行事参加団体のみ入力)

(3) 修正等の方法

- ア 援助金に係る登録情報の修正等は、事務局にご連絡ください。
- イ 援助金関係の登録内容の確認については、援助金の審査、内定の際に事務局が行います。

4. 援助金額の決定

(1) 審査項目

- ア 行事の規模
- イ 行事内容の公益性、有効性、波及効果、時代性、独創性、先駆性

(2) スケジュール(予定)

- 援助金内定・・・4月中旬(協議会運営連絡会で承認後)
- 援助金確定・・・6月初旬(協議会総会で承認後)
- 援助金振込・・・8月下旬(決算報告書の確認終了後)

5. 援助金対象行事された場合の義務

- (1) 援助金内定後、事務局からの指示に従い「口座情報」(援助金振込先銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座氏名、口座名フリガナ、振込事務窓口の電話番号、mail アドレスなど)について報告すること。

- (2) 決算報告書を提出(提出期限 7月28日(金))すること。

なお、決算報告の様式等については6月2日以降にご連絡するとともに、情報通信月間ホームページに掲載します。

- (3) 決算報告書の提出のない場合は援助金をお振り込みできませんのでご了承下さい。

- (4) 援助金は、単年であり翌年への繰越しはできませんのでご注意ください。

6. 個人情報の取扱について

援助金関係及び行振込口座情報に入力された情報等につきましては、「情報通信月間援助金管理の目的」のみに使用し他用はいたしません。

以上